

総務常任委員会会議録

平成30年12月7日

宮古市議会

宮古市議会定例会平成30年12月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(12月7日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	3
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	11
付託事件審査(3)	13
付託事件審査(4)	15
付託事件審査(5)	16
付託事件審査(6)	16
付託事件審査(7)	17
付託事件審査(8)	17
休 憩	20

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時 平成30年12月7日（金曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 委員会室

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 請願第2号 消費税10%増税の中止を求める請願
- (2) 議案第9号 宮古市一般職の職員の給与に関する条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第10号 宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第11号 宮古市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第12号 宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第18号 宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びに、ビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第20号 岩手県市町村総合、事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し、議決を求めることについて
- (8) 議案第13号 宮古市特別会計条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

松 本 尚 美 委 員 長	木 村 誠 副 委 員 長
西 村 昭 二 委 員	鳥 居 晋 委 員
竹 花 邦 彦 委 員	田 中 尚 委 員
工 藤 小 百 合 委 員	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

[付託事件審査]

(1)

紹 介 議 員	落 合 久 三 君	紹 介 議 員	畠 山 茂 君
紹 介 議 員	藤 原 光 昭 君	請 願 者	宮古民主商工会会長 崎 尾 誠 君
請 願 者	宮古民主商工会副会長 大 森 進 君	請 願 者	宮古民主商工会事務局長 木 村 明 君
参 考 人	税務課長 松 館 恵美子 君	参 考 人	税務課副主幹兼管理係長 和 美 邦 彦 君
参 考 人	税務課副主幹兼市民税係長 佐々木 則 夫 君		

(2)～(5)

総 務 部 長	伊 藤 孝 雄 君	総 務 課 長	中 嶋 巧 君
総 務 課 長 職 員 係	渡 邊 伸 也 君		

(6)

総 務 部 長	伊 藤 孝 雄 君	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	中 嶋 巧 君
---------	-----------	----------------------------	---------

(7)

総 務 部 長	伊 藤 孝 雄 君	総 務 課 長	中 嶋 巧 君
総 務 課 長 職 員 係	渡 邊 伸 也 君		

(8)

総 務 部 長	伊 藤 孝 雄 君	財 政 課 長	若 江 清 隆 君
企 画 部 長	松 下 寛 君	川 井 総 合 長 事 務 所 所	大 久 保 一 吉 君

○

議会事務局出席者

事務局長 菊地 俊二 次 長 松橋 かおる

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（松本尚美君） おはようございます。

ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから総務常任委員会を開会いたします。

本日の案件は付託事件審査8件、説明事項5件となっております。議事進行に御協力よろしく願いいたします。

○

付託事件審査（1） 消費税10%増税の中止を求める請願

○委員長（松本尚美君） それでは本委員会に付託された事件の審査を行います。

まず初めに、請願第2号消費税10%増税の中止を求める請願の審査を行います。

本日は紹介議員の落合久三議員、畠山茂議員、藤原光昭議員、及び請願提出者であります宮古民主商工会会長の崎尾誠さんに出席をいただいております。よろしく願いいたします。

それでは、紹介議員より請願の内容について説明願います。

○紹介議員（落合久三君） 説明に入る前に委員長にお願いがあります。請願者のほうから事前に話しておけばよかったと思うんですが、資料をなんか用意されているみたいなので、今日の請願の審査にかかわる資料のようなので、配付を認めてほしいと思うんですが。

○委員長（松本尚美君） 紹介議員より資料の追加ということでございますが、よろしいですか。はい。

それでは、配付方お願いします。

委員の皆さんは、説明聞きながら今追加資料読んでいただくことでよろしいですか。時間とりますか。

いいですか。はい、わかりました。

それでは、紹介議員の請願の内容の説明について、お願いします。

落合久議員。

○紹介議員（落合久三君） 高村さん。紹介議員にも渡してください。はい。委員長。

○委員長（松本尚美君） 落合久三議員。

○紹介議員（落合久三君） それでは最初に私のほうから紹介議員として、説明を提案をしたいと思います。

消費税10%増税の中止を求める請願書であります。

趣旨はここに書いてありますように、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に納付していただきたいということでもあります。

なぜ、この時期なのかという点で、最初に一言触れますと、過去2回、今の安倍政権は消費税率を上げるということをうたいながら、選挙が近づいて、いろんな判断でこれを延期した経過があります。そういう経過も踏まえ、そして今開かれている臨時国会招集する閣議の中で、安倍首相は今議会にかかっているわけでありま

せんが、来年10月からの10%増税を必ずやりますと、いうことをあえて表明をしたと、いうことがあって、請願者においては、このタイミングできちんとそれはやめてもらいたいという請願を出したっていうふうに、理解をするものであります。

内容についてであります。もう多くを語る必要はないと思いますが、一つの大きな問題は、5%から8%に増税したときもそうでしたが、国民の家計消費がもうどんと落ち込んだと。政府の調査によっても、8%に引き上げた後、国民の家計消費は1世帯平均25万円、年間ですね。25万円と言いますと月2万円ちょっとっていうことになりましたが、それだけの家計消費が落ち込んだと。いうことを安倍内閣政権は、重々わかっておりますので、今回の8%から10%に引き上げるということを考える際に、また、消費不況がますます悪くなったのでは困るということからですね、さまざまなことを言い初めて提案しようとしている。その一つが複数税率の導入であります。

食料品は基本的に据え置くと。それ以外10%にすると。ただし、食料品とは言っても、アルコール類とか、そういうものは、別枠にすると、それ以外は8%に据え置くっていうことで、複数税率を採用するということを言っております。

しかし、これもですね、複数税率を採用するということになりましたと、既に市内のある小売店の人は45万円もお金を出して、複数税率対応のレジを買ったりしている人がもう既に生まれております。

しかし、これとて、本当に何がどうなるのかっていうことはね、まだもちろん、決まってもないわけですが、既にそういう動きを業者の皆さんはやっている。ということになって非常に煩雑なものになると思います。

あわせて複数税率を採用するというに伴って、どういう問題を政府が考えているかといいますと、課税業者、年間売り上げ1,000万以上の業者は、これからものを提供するときに、課税業者はインボイス、適格請求書と呼ばれるものを、税率ごとに8%のもの、10%のものを、税率ごとに、商品ごとにこれを書いて出さないとだめだと。課税業者のこれは義務になります。なぜ義務かといいますと、課税業者はインボイスを発行するためには税務署に登録をして、税務署があなたは何番ですよっていうことをやって、それが義務づけられる、それに基づいて買い手のほうは、売り上げの10%から仕入れの10%を差し引いた分を納税する、その際の決め手になるのが、このインボイス、適格請求書なわけです。

ところが、法人。商法という株式会社に限らず福祉法人、医療法人、財団等いろんな法人が全国で約350万社あります。

ところが、免税業者。商売をされているが、1,000万に満たない免税業者は、このインボイスを発行する義務を負いませんので、発行しないわけです。そうしますと、仕入れる側はね、非常に困りますので、この免税業者が全国で500万と言われてます。2人働いていけば1,000万人。3人働いていけば1,500万人という規模になります。免税業者が取引から排除される恐れが生まれる。という、とんでもない状況が生まれるだろうという意味で、政府はそういうことも含めて、複数税率をするっていうことを打ち出す一方で、その消費が冷え込むことを防止するために、あれですね、カードで買い物をした場合には、後で2%のポイント還元をするとか、それからプレミアム商品券を、例えばっていうんで2万5,000円の商品券を2万円で購入してもらって、というようなこととか、いろんな消費が冷え込まないようにするためのあれこれやっている。

経済産業省のある幹部が言ったように、消費税増税することによって新たに2兆円以上の税負担が増えるんだが、消費不況に落ち込ませないために、今述べたようなプレミアム商品券とか、さまざまな消費を冷え込

まさせないための方策に、どのぐらい金がかかるかって言えば、数兆円かかるって、こう言っているんです。ある人は2兆円新たに増えるのに、2兆円もやるのか。それぐらいだったらやめたほうがいい。増税するためにカバーする部分で、また金をつぎ込むってというのはね、愚策だという厳しい指摘もあるほどであります。

そういう意味で、消費冷え込ませるだけでなく、取引に非常に混乱をもたらすだけの消費税、しかも複数税率の採用ってというのは、非常に政党で言えば公明党さんが一生懸命しゃべってきた内容ですが、これは全く実態に合わないだけでなく、500万という大きい免税業者を路頭に迷わせる、そういうことも含めて、混乱を生じさせるだけになるのではないのかという意味で、それが請願書の中に簡潔であります、書いてあります。

そういうことを踏まえて最後に、請願書の中で増税だけではなくて、税金の集め方、使い方を見直して、大企業富裕層を優遇する不公正、不公平税制を正せば、必要な財源が生まれるという、詳細な記述にはなっておりませんが、そこも私は重要な点だと思っております。

今の日本の法人税率は研究開発費減税とか配当金不算入制度だとか、大企業にとってはもう至れり尽くせりの減税制度があるために、消費税が導入されて30年たちますが、この間、国民が納めた消費税額は、30年間で372兆円です。このうち大企業の減税額は291兆円です。実に78.2%、こういうことが発表されておりますので、うがった見方かもしれませんが、この間の消費税を納めた分の、ほぼ8割は大企業の減税の財源になったのではないかという、懸念が生まれるような実態であります。

これをですぬきちんと普通に、従って、言いたかったのは、そういう、大企業向けの特別減税等がいろんな形でやられているので、これは経済企画庁が発表しておりますが、実質法人税率は、大企業は10.4%、中小企業は18%、逆転をしております。

これを称して、田原総一郎さん、政治評論家ですが、本当にそんなことが今あんのかっていうふうに驚いているのは、無理もない話かなと思います。

これを、元通りにしただけで、年間4兆円の財源が生まれる。

それからもう一つ、安倍内閣になって、株の配当で大きな、大きな利益を得ている人がもうものすごい勢いで増えております。

具体的に言いますと、この持っている株、1,000億円以上の時価の株を持っている人の、持っている株の合計がですね、安倍内閣が誕生した時点では、3兆7,000億円だったのが今17兆円に膨れ上がっていると。ということも出ておりますが、ところが、こういう株の売買、譲渡にかかわる、所得税っていうのは、わずかに20%であります。アメリカもヨーロッパも全部30%以上であります。日本ももともとは40%っていう時期があったんですが、これは一旦10%まで下がって、あんまりげえだ、標準語で余りにもひどいじゃないかと言うんで、20%に引き上げたんですが、欧米と比べても10%、まだ低いとこれを30%に、欧米並みにしただけで、年間1兆1,000億円の財源が生まれると。二つ合わせて5兆円を越す財源が生まれるということが、請願の中には数字は書いてはおりませんが、そういうことも含めて、消費税は消費を冷え込ませるだけで、またそれをカバーしようと政府がいろんなことを打ち出しておりますが、そういうことを、インボイス制度を中心にしてやり出すとかえって混乱を招くだけだという意味で、10%増税はやめるようにっていうことの請願だと理解いたします。

私からは以上です。

○委員長（松本尚美君） 説明が終わりました。が、提出者からも、何か説明、補足説明があれば、許可します

が、どうですか。ありますか。あるようであれば、許可を求めて。

○宮古民主商工会会長（崎尾 誠君） 委員長。よろしくをお願いします。

○委員長（松本尚美君） それでは、崎尾会長さん、どうぞ。

○宮古民主商工会会長（崎尾 誠君） 消費税10%増税の中止を求める請願の趣旨説明に、当委員会への出席をお招き、ありがとうございました。

本日は、私、崎尾会長と副会長の大森進それから、木村事務局長の3名出席しております。

以降の説明は、木村事務局長が主に行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 木村事務局長、どうぞ。

○宮古民主商工会事務局長（木村明君） 木村明といいます。よろしくお願ひいたします。

資料もお渡しいたしましたけれども、私たち民主商工会は、地元の中小業者の営業や生活を守って、業者が地域生活、地域経済に果たす役割を自覚して、みずからの経営を守り発展させるために、政治や経済の状況にも目を向けて、時の政府が業者や国民のためにならないという政策には、立場の違いを超えて、声を上げてまいりました。

今日、資料も民主商工会のパンフレットやチラシなど、提出させていただきましたけれども、是非ご覧いただきたいなと思っております。

今回の消費税10%増税中止を求める議会の請願が、意見書として取りまとめられ、政府に届けられるならば、岩手県内、全国各地の議会にも、増税中止という国民世論が広がり、中止を政府が決断するという成果を勝ち取れる力になるのではないかと、というふうに思っています。

消費税は導入されたのが、今から30年前でございます。ちょっと資料をまとめてみましたけれども、消費税導入の歴史というのがあります。平成元年、竹下登首相の時にですね。3%で導入されたということです。

その後、橋本龍太郎首相のときに、平成9年消費税が5%に上りました。

そして、安倍首相のときに、平成26年、8%に引き上げられました。

そして、来年の10月から、10%へということで、今進んでおります。

先ほど、紹介議員の落合さんのほうからも、増税延期をした、ということがお話しされました。やはり、経済情勢が景気の低迷につながるのではないかと、という判断を政府がすれば、今からでも消費税の増税を中止することは、可能でございます。

消費税は貧困や格差を広げるという税制です。もう、財源、税金、増税といえ、消費税しか考えられないような財務省の標的になっているのが、消費税だと思っております。

消費税の税率が上がるたびに、景気が冷え込み、中小業者の多くは、5%だった2013年、平成25年、5年前の売り上げをいまだに回復しておりません。

10%の増税で、1世帯当たり、6万2,000円の増税になると言われていますが、きのうの岩手県議会でも、県民1人当たり年2万7,000円の負担増になる。地域経済の落ち込みがある。復興の遅れが出ると知事も懸念を表明しております。

先日、宮古の駅前では毎月24日というのが、消費税が導入されたという日だということで、法案が通ったという日を記念して、イエローキャンペーンというのをやって、宣伝行動を行っていますけれども、その中での市民の声を紹介します。

署名をやってくれた皆さんは、軽減税率だとか、訳がわからない。ポイント還元5%だったら、増税しなけ

ればいいんじゃないか。2万円で、商品券2万5,000円買えるだなんて。貧乏人は2万円なんて、ポンと出せない。格差がもっと広がる。消費税増税中止署名じゃ、なまぬるい。安倍辞めろの署名やって、という過激な意見もありました。

ただ一方で、若い人が多かったんですが、2%だけ上げるのに何騒ぐんだとか、所得税はもう限界だと。満遍なく負担する消費税がいい。今からお年寄りを、少ない若い人が支えるんだから、消費税を上げて仕方がない、こういう声もありました。

署名に参加した方は、消費税のことを知ってもらおう、もっともっと宣伝しないとイケないな、というふうに感じた次第です。

高校生などが学校教育の場でも、増税やむなし、というような話がされているのではないかと。いうことを懸念しておりました。

実際、収入のほとんどを消費に回させざるを得ない低所得者に、負担を強いる消費税となっていると思います。収入300万円未満の世帯が、全国で6.6%の負担に対して、1,000万以上の世帯は2.8%と半分以下の負担率になっています。

また、お話しされたように、輸出の大企業などが今、狙上に上がっておりますけれども、外国から見れば、それは補助金ではないか。輸出の消費税の輸出還付制度。これについては、外国のほうからは、輸出の補助金となっているのではないかとということで、アメリカのトランプ大統領も、増税には反対ということ、いい出しております。

また、先日盛岡で、テレビによく出る、荻原博子さんの講演会があつて、行って伺った際には、トヨタ自動車の豊田社長も増税に反対してるんだ、ということをおっしゃっておりました。中小業者にとっては取引の関係で、身銭を切って負担せざるを得ない、営業破壊税となっています。人件費に係る消費税は、節税対策として人件費の削減に結びついています。正規雇用、派遣、今問題になっている外国人労働者に対しても、そのツケを回してる、というような状況があるのではないかと思います。全体としては、首切り促進のリストラ促進税、というふうに言えるのではないかと思います。

資料を準備させていただきましたけども、導入の痛みをなるべく感じないようにということで、軽減税率が検討されておりますが、今いろんなところで、話題になっております。ちょっと、新聞に出た資料とか、この間、聞きかじった資料を一覧にまとめてみましたけれども、新聞についても軽減税率ということで、宅配や週2回発行以上の新聞は8%、コンビニとかで買う一部売りは10%。あと、新聞の電子版が今流行っておりますけれども、これは毎日情報が届いても10%、こういうふうになっています。

また自宅で、出前をとったラーメン、お寿司などは8%、外食では10%。ハンバーガーを買って持ち帰ると8%、店内で食べると10%。あとはオロナミンC、これは清涼飲料水だから8%。リポビタンDは、医薬部外品に当たる、ということで10%。あとノンアルコールビールこれは8%、ビールや酒類は10%。あとみりん風味調味料はアルコール分1%未満だから8%、本みりんは10%。このように非常に煩雑になっています。

びっくりしたのは、ペットボトル入りの水は8%ですが、水道水の料金は10%になって、学校給食も8%だけれども、学生食堂のランチは10%。あと老人ホームの食事ですね。これは8%ですが、限度があつて、1日1500円までは8%、それを超える部分から10%。非常に煩雑になります。

こうした軽減税率を導入し、痛みを軽減するというふうに言っていますけれども、大きな混乱がやっぱりあるのではないかと思います。

業者にとっては、先ほど紹介されましたインボイスの制度が押しつけられるということで、今は1,000万1円以上が課税業者になるという消費税の制度で、全国でも500万人の業者が消費税の課税になったら支払いが大変になるということで、免税業者になっておりますけれども、ここが、取引から除外されるのではないかと、ということで、課税業者になって、消費税を納め、税金払わなくてはならないということに、10年間の、経過措置での導入を狙っているようでございますが、税務署に届を出して、ナンバーをいただかないと。的確な領収書、請求書を発行できない。という制度を提示されております。

ここの商工会議所でも、増税には賛成でございますが、このインボイス制度については反対というふうに明確に表明しております。こうした業者にとっても、国民にとっても大変な状況をぜひとも、中止させることで、戻していただきたい、というふうに思っております。

マレーシアという国では、今年、6月1日から消費税が6%だったのが、0%になりました。選挙でマハティール元首相、これが勝利して、野党連合が勝利して、公約が実現したそうでございます。政治の力で消費税に頼らない税制に転換するということが、示されたと思います。

来年、2019年10月に狙われている消費税10%への増税と複数税率の導入は、国民の暮らしと中小業者の経営を潰すもので、複数税率の導入によって、政府は、インボイス制度の導入を狙っていますが、このインボイス制度を1,000万以下の事業者は消費税負担が大変だろうということで免税業者になっていますが、課税業者の届け出をしないと出ない税務署が発行する適格請求書番号をこれを取得しないと、取引から排除されるという大変な状況になります。

今まで免税だった業者が同じような売り上げの場合、みずから課税事業者として、消費税の申告納税が始まり、複数税率の対応で複雑な実務が求められます。適格請求書が、発行できない免税業者のままだと、相手が消費税の課税業者であれば、支払い消費税となる領収書、請求書が発行できないため、取引されなくなり、さらに顧客の減少、売り上げ減少へと追い込まれてまいります。

東日本大震災の被災地である、この宮古で、復興への足かせとなる消費税増税の中止を、ぜひとも議会で意見書として上げていただければと思います。

ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（松本尚美君） 説明が終わりました。あとよろしいですね。これより請願第2号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

田中委員。

○委員（田中 尚君） 先ほど最初に委員長の問いかけに対しまして、無言を貫きましたのは、紹介議員の落合議員の説明、それから請願団体であります商工会の会長の御挨拶及び木村事務局長の説明に尽くされたようにですね、資料もいただいておりますので、私はもう説明については十分いただいたという理解ですので、改めて発言します。

○委員長（松本尚美君） ほかにございませんか。質疑がないようですね、これで質疑を終わります。

紹介議員及び提出者は退席願います。

〔請願者退席〕

○委員長（松本尚美君） 次に、本日は参考人として当局より松館税務課長に出席をいただいておりますので、質疑や確認したいことがありましたら、事項があれば、挙手願います。

田中委員。

○委員（田中尚君） 今回の請願の審議に当たりまして、いわば、そのバックグラウンドと申しますか、ちょっと税体系の問題についてですね。特にあの東日本大震災以降、私たちは、消費税とまた違った意味で、復興を支えるということで、全国的に特別の復興税を私たちは負担しております。ことについての確認なんです、これを私の理解では、確かに最終的な所得確定税額に対して2.5%プラスする。これが25年間っていうふうに理解してるんですが、それでよかったですか。

まず確認をお願いします。

○委員長（松本尚美君） 消費税とはちょっと違う部分なんです、確認ということです。

○税務課長（松館恵美子君） 復興税は確か2.1%だったと思います。期間申しわけございません。今すぐにはちょっとはい、わかりかねます。

○委員長（松本尚美君） 引き続き、これにこだわりますか。復興税の部分ですか。

田中委員。

○委員（田中尚君） 私の発言には、たびたび委員長はちょっとクレームつけますけれども、それはちょっとやめていただきたいということを、冒頭申し上げたいと思います。

その上で、消費税につきましては、広く薄く公平に負担すると。ということが理念だと。

したがって、そういうことからの消費税の合理化論が言われております。

したがって、その議論を、いわば進めるための前提条件として、我々は消費税以外に、これだけの大震災をオールジャパンで、財源を税源を負担しているという事実がまずあるんですよ、っていうことですね、取らまえた上で、この消費税については、どう理解するか。あくまでも政府の考えは、皆さんに広く薄く負担をしてもらうんだと。ということが理念であります。

私はそのことについては、先ほどの紹介議員の御説明それから、いろいろ中にも出ておりますけれども、これは、最悪の不公平税制だと。いう認識があります。私も同感だと思います。

したがって、消費税を現行の8%でも、安倍総理がこれ一時的なものだ。そのうちに収まる。ていうことで8%に踏み切って、今日の状態であります。

それはどういう状況かといいますと、この中にも書かれてありますように、実感として、政府の統計見てもですね。国民の実質消費力、つまり購買力はもう低下したままだと。回復してない。っていう状況がありますので、そこで、私は、そこは宮古の場合にはどうなかっていうことを。これ、わかるもんですかね。

つまり、その購買力に限定した場合に、消費税が8%となって市内の経済の、いわば市民の購買力っていう点で見た場合に、これはおわかりになるのか、どうなかっていうことを、ちょっと伺いたいと思うんですが、

○委員長（松本尚美君） 答えれますか。松館課長。

○税務課長（松館恵美子君） 市民の購買力が、8%に消費税に上がって。5%から8%に上がってどういうふうになったかということですか。資料等は持ち合わせておりませんので、ちょっとわかりかねます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。申し訳ありませんが、税務課長は参考人ですので。そこでの質疑という部分で、お願いします。整理をして。

○委員（田中尚君） だから、今聞いたんじゃないですか。

○委員長（松本尚美君） ですから、トータルの部分の討論といった部分じゃなくて、質疑をお願いします。

田中委員。

○委員（田中尚君） 簡単に言うとも問一答に徹しなさいと。いうふうに私は理解するんですが。

○委員長（松本尚美君） ですから、税務課長ですから。参考人は。

○委員（田中尚君） 聞いたでしょ。市内の場合には、政府の言う、市民の購買力はわかるんですか、わかりませんか、という私の質問です。委員長の今の私への問いかけは、前提が長いと。いうことを指摘してるように私は思うんですが、それはそのまま委員長にもお返ししたい。

○委員長（松本尚美君） ありがとうございます。質疑に集中してください。

田中委員。

○委員（田中尚君） 今は資料がないのでお答えできないという答弁をいただきました。それは時間があればわかるっていう意味なんでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 松館税務課長。

○税務課長（松館恵美子君） 申しわけございません。資料は、ないと思います。

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑がないようですので、参考には退席願います。

〔参考人退席〕

○委員長（松本尚美君） これから、請願第2号に対する討論を行います。討論はございますか。

まずは反対討論ですね。では、反対の討論をお願いします。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないですね。

○委員長（松本尚美君） 賛成討論、発言を許します。

田中委員。

○委員（田中尚君） 法案は簡潔に請願書の内容に見られますように、今後の日本の経済そして、税負担のあり方、さらには、日本国憲法に定められております生活費には課税をしない、というこの理念にもですね、抵触する懸念を持った税率であります。

そういった意味では、この間の政府の説明に反する事態も生じておりますので、私は宮古市議会としてもこの消費税10%増税の中止を求める請願書は採択すべきものと思いますので、そのことを申し上げて討論といたします。

○委員長（松本尚美君） ほかに討論ございませんか。ないようですので、これより請願第2号を採決いたします。この採決は挙手でお願いいたします。

お諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者3名の挙手あり〕

○委員長（松本尚美君） 可否同数。そうしますと、委員長の判断ですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） わかりました。それでは、可否同数でありますので、委員長は賛成いたします。

よって、本請願は採択すべきものと決定しました。

以上で請願の審査は終了いたしました。

なお、12月21日の本会議での委員長報告は委員長に一任願いたいと思いますが、本会議場で採択された場

合の意見書案については、会期中に改めて委員会を開催の上、協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） はい。それでは説明員の入れ替え。次に移ります。

〔説明員の入れ替え〕

○

付託事件審査（２） 議案第 9 号 宮古市一般職の職員の給与に関する条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。どうぞ。

○総務課長（中嶋 巧君） すいません。委員長。

議案第 9 号から議案第 12 号までの給与等関連条例につきまして、資料のほうを作成しましたので、委員の皆様へ配布して、こちらのほうから概要等説明してよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） はい。それでは、前段で、議案第 9 号に関連しての、追加資料ということでございますので、配付願います。行き渡りましたでしょうか。12 もね。

議案第 9 号から議案第 12 号の審議に入ります前に、ただいま、中嶋総務課長より、当該議案に関する資料の配付と補足説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可したいと思います。

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） はい。委員長。

今回、人事院勧告等に伴い、委員会付託となりました議案第 9 号から議案第 12 号までの条例の一部改正案につきましては、職員の給与改定、特別職の期末手当の改定、議員の期末手当の改定の大きく三つとなります。

ただいまお配りしました資料に基づきまして、それぞれの改定内容について御説明いたします。

なお、資料に記載しておりますと、それぞれの対応方針につきましては、先日の定例会議の議案提案の際に、総務部長が説明してございますので省略いたします。

資料の 1 ページをお開き願います。1 の職員の給与改定についての中段、第 2 の改定内容をご覧いただきたいと思います。給料表については、若年層重点に全ての職種の給料表、国の例に準じ、平成 30 年 4 月 1 日に遡及して、引き上げを行うものでございます。平均改定率は 0.2% となっております。

初任給調整手当は、診療所に勤務する医師、歯科医師を対象として支給する手当でございますけれども、支給月額限度額を平成 30 年 4 月 1 日に遡及して、現行の 41 万 4,300 円から 500 円引き上げ 41 万 4,800 円とするものでございます。

宿日直手当については、勤務 1 回に係る支給額の限度額を平成 30 年 4 月 1 日に遡及して、医師については現行の 2 万円から 1,000 円引き上げ 2 万 1,000 円。診療所に勤務する医師以外の職員については、現行の 5,100 円から 200 円引き上げ 5,300 円に。その他一般職の職員については、現行の 4,200 円から 200 円引き上げ、4,400 円とするものでございます。

次に資料の 2 ページをお開き願います。表の着色箇所が、今回の改定の支給月数になります。

期末勤勉手当については、平成 30 年度の 12 月期に支給される勤勉手当の支給月数を、①の一般職員は現行の 0.9 月から 0.05 月引き上げ 0.95 月に。②の再任用職員は現行の 0.425 月から同じく 0.05 月引き上げ 0.475 月に。

③の特定任期付職員は平成30年度12月期に支給される期末手当を、現行の1.65月から同じく0.05月引き上げて1.7月とするものでございます。いずれも平成30年12月1日に遡及して適用いたします。

これによりまして、平成30年度の6月期、12月期を合わせた期末勤勉手当または期末手当として支給される合計月数は、①の一般職員で4.45月、②の再任用職員で2.35月、③の特定任期付職員で3.35月とするものでございます。

また、平成31年度以降に支給される期末勤勉手当については、表にお示ししておりますとおり、6月期、12月期の期末手当の支給月数は、それぞれ一般職員で1.3月、再任用職員で0.725月、勤勉手当の支給月数はそれぞれ、一般職員で0.925月、再任用職員で0.425月となり、期末勤勉手当として支給される合計月数は、平成30年度と同じく、一般職員で4.45月、再任用職員で2.35月とするものでございます。

特定任期付職員につきましても、平成31年度に支給される期末手当は、6月期、12月期の支給月数は、いずれも1.675月で期末手当として支給される合計月数は、平成30年度と同じく3.35月、するものでございます。

下段の特殊勤務手当については、深夜の看護等の業務に従事した看護師に対し支給する、夜間看護等手当の支給額の限度額を、平成30年4月1日に遡及して、現行の3,300円から250円引き上げ3,550円とするものでございます。

次に、資料の3ページをご覧くださいと思います。2の特別職の期末手当の改定について並びに3の議員の期末手当の改定についてでございますが、表の着色箇所が今回の改定の支給月数になります。

特別職につきましても、議員につきましても、平成30年度の12月期に支給される期末手当の支給月数を、現行の1.725月から0.05月引き上げ1.775月とし、6月期と12月期を合わせた合計月数を3.35月とするものでございます。いずれも平成30年12月1日に遡及して適用いたします。

また、平成31年度以降に支給される期末手当の支給月数は6月期、12月期ともそれぞれ1.675月で、期末手当として支給される合計月数は、平成30年度と同じく3.35月というふうになります。

ただいま御説明しました職員の給与改定、特別職及び議員の期末手当の改定に伴う影響額の総額は、1,801万7,315円というふうになります。

○委員長（松本尚美君） はい。説明が終わりました。

それでは議案第9号、宮古市一般職の職員の給与に関する条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手願います。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 参考までにお伺いをしたいのですが、今年4月1日時点の宮古市職員のラスパイレス指数については押さえておられますか。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 数字のほうはちょっと持ってきてませんが、14市のほうで、宮古市は1番下の方から、1番か2番だったと思います。低いということでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 29年の4月1日時点では、要するに県内14市、下から2番目ということ。多分、この水準はあんまり変わってないんでないかな、というふうに思ってますが、去年の4月1日時点でのラスの指数は、私が把握して95.1なんですよね。いずれ水準的には、県内の他市との比較の水準は、大きく変動はないというふうに理解をしいということ。そういう、受けとめてよろしいわけですね。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） そのとおりでございます。

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑は、ございませんか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） なければこれで質疑を終わります。

議案第9号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論がないようですので、直ちにお諮りします。

議案第9号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって議案第9号、宮古市一般職の職員の給与に関する条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案可決すべきものと決定いたしました。

○

付託事件審査（3） 議案第10号 宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に議案第10号、宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 私のほうから確認したいです。副委員長、お願いします。

○副委員長（木村 誠君） はい。それじゃ司会を交代します。

松本委員。

○委員（松本尚美君） 議員報酬、特別職もイコール、加えてなんですけれども、普通の理解ですと、期末手当だけを今回増やすと。増する。本給については、市長等、含めてですね。特別職議員報酬等審議会ですか、諮問委員会に付して、上げる、下げるは、あると思うんですけども。そことのからみでは、どう理解するんですか。期末手当はもう別枠という理解でしょう。

○副委員長（木村 誠君） 総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） これは議員の皆様お分かりのとおり、人事院勧告に基づいて、宮古市のほうでは国に準じて今までやってきております。それらも含めて、特別職の期末手当のやつもですね。国のほうで、これは、政府のほうで閣議決定をしております。それに基づいて、我々は今まで一般職についても議員、あとは特別職についても準じてやって参りました。そういう形での考え方でございますので、報酬とか特別職の報酬あるいは議員の報酬というのは特別職、特別職の報酬審議会のほうで、他市の状況とかそれを検討しながら進めて、委員さんたちにお示ししながら、上げる、上げないという部分のところは、協議は別でやるというスタンスでございます。

○副委員長（木村誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） ですから、本給に当たる部分ですか。トータル的には議員報酬は総額っていう考え方で

すけれども、期末手当だけの閣議決定、要するに国に準ずるから上げますよと、本給は別ですよ。そこに区別、区分が何らかの部分、根拠があるんですかということで、確認です。

○副委員長（木村 誠君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤孝雄君） そこに何らかの関係性があるのかということになれば、特にはないということになるかなとは思いますが、いずれ先ほど申し上げましたとおり、本給については、課長が申し上げましたとおり、審議会の意見をいただきながら決定していくということでございまして、しからば手当の部分はどうするんだということだと思うんですけれども、やはりこれについては、人勸で国のほうでそのような改定がなされた場合は、市の議会の議員の皆様、それから特別職のほうについても、これまでもずっとそれを、国に準ずるという形で通してまいりましたので、そういうルールにのっとり、ルールがある、ルールという言葉がちよっと適切かどうかはあれですけれども、これまでそのような取り扱いをしてきておりますので、急にやり方を変えるということではなく、人事院勧告に基づいて、それから国の改定に基づいてやっていくのは、いいのではないかというのが考え方でございます。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 従前の流れはそのとおりわかるんですけれども、議会の中でも、何年ぐらい前かっているのは正確にちょっとあれなんです、この議員報酬について議論をした経緯もございまして。あるんですね。

議員報酬を議論するとすると、我々の認識では、私だけの認識かもしれませんが、総額年間の総額、この手当を含んだですね、総額っていうのが、ポイントになってくるのかな。

もちろん、基本的な、いわゆる本給に見合う部分の上げる、下げるっていうのは当然あるんですけど。この手当が国に準じてですね、勧告に準じて上げていくっていうことになれば、議員報酬そのものが、トータル的には、下がる場合もあっかもかもしれませんが、自然に、自然にというかな。この流れの中で上がっていくということになるわけですね。

だから、そういう理解をどう私が知って、我々が知って、市民に説明ができるかっていうことなんです、今、課長、部長のお話聞く限りでは、国がそういう手当を勧告する。増の勧告すれば、自然的に上がってくんじゃない。そうすると議員報酬っていうのは、どういう決め方をしていくのか。っていうふうに、説明がちよっとわかりづらいですね。

○副委員長（木村 誠君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） お答えなってるかどうかわかりませんが、例えば特別職報酬審議会、何回かやっておりますけれども、その中で、議員の報酬あるいは特別職の報酬を審議する際は、トータルで幾ら、例えば年取っていか、そのトータルで幾らっていう審議をしてございませぬ。月額幾らと。月額幾らという報酬もらってるっていうところを、他自治体あるいは同じ財政規模あるいは人口規模のところの自治体と比較してやっておりますので、たぶん松本議員さんがおっしゃってるような、トータルで期末手も含めてトータルで年取幾ら、っていうような部分での審議はなかったと思います。そこは考え方がちよっと違うんだかわかりませぬ。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） これに時間を費やしてるわけじゃないんですけど。普通のね、やっぱり市民の感覚からすればね、議員の報酬というのは月額だけではなくて、いわゆる年間幾らですかっていうのがやっぱり、ポイントだと思うんですよ。我々も基本給、基本給といいますか月額幾らを上げることによって、年間幾らにな

りますよ。当然、掛け算の世界もあってですね。だから、課長のおっしゃってるのは、基本給が例えば今32万円ですよ。議長、副議長。違うかもしれませんが、その12での部分で、我々は、議員報酬を議論していた事実はないと思うんです。やはり、期末手当も含めたですね。含めた、報酬。年間の報酬が議員報酬というとならえ方を私はしてるんですけども、議員の皆さんも私はそういう理解じゃないかなと思うんですね。

○委員（松本尚美君） もちろんそうなんですけども、期末手当にしてもこれを準じて上がっていくということになればね、事実上、議員報酬は上がっていくということですよ。

○副委員長（木村 誠君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） すみません。これ人事院勧告で、今回は上がりつつもありました。

過去には下がるということもございますので、今後、民間給与との比較をしたときに当然国のほうについても、景気等を見てですね、下がるつつうこともあります。そんな時は職員も当然下がると思いますし、特別職あるいは議員の方も当然下がるという部分もございますので、一概には言えないのかなと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○委員（松本尚美君） 場は改めて。質疑、質疑をしたいと思ひます。

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑ないようですね。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） それでは質疑を終わります。

議案第10号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論がないようですので、直ちにお諮りします。

議案第10号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって議案第10号宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（４） 議案第11号 宮古市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第11号、宮古市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手を願ひます。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから議案第11号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第11号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって議案第11号宮古市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（５） 議案第12号 宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第12号、宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方、挙手願います。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから、議案第12号に対する討論を行います。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第12号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。
異議なしと認めます。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

よって議案第12号、宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案を可決すべきものと決定しました。

続けていいんですね。

○

付託事件審査（６） 議案第18号 宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びに、ビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第18号、宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びに、ビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。ないですか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから議案第18号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第18号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって議案第18号宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（７） 議案第20号 岩手県市町村総合、事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し、議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に議案第20号岩手県市町村総合、事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し、議決を求めることについてを議題といたします。質疑ないですね。

はい。質疑を終わります。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 議案第20号に対する討論を行います。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第20号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって議案第20号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する議決を求めることについては、原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入れかえを行います。

〔説明員の入れ替え〕

○

付託事件審査（８） 議案第13号 宮古市特別会計条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 議案第13号、宮古市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は举手願います。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） この、議案第13号につきましては、川井地域バス事業特別会計を廃止するという内容のもので、本会議ではなぜ廃止をするのかと。廃止し一般会計へ移行するということになるわけですが、今特別会計で設置をしたものを、なぜ廃止をするのかという説明がございませんでした。

したがって、改めてなぜ特別会計を廃止するという判断をしたのか、お伺いをさせていただきたいと思えます。

○委員長（松本尚美君） 若江財政課長。

○財政課長（若江清隆君） 川井地域バスの特別会計を廃止したい理由でございますけれども、旧川井村との合併から10年が経過したところでございます。旧川井村時代から、このバス事業特別会計のほうで運行してきたところでございます。

そして、宮古市のほうでも、交通対策につきましてはバスの代替補助とか、JRの関係、あるいはタクシーの運行実証など一般会計のほうで、交通対策事業のほうを実施している、というところがございます。

そして、この特別会計につきましては、特定の事業をするにあたり、特定の収入をもって、特定の歳出に充てるものが特別会計というところでございます。

それでこれまでの間、このバス事業のほうはだいたい1割程度の収入でもって当事業が継続されているということで、ほぼほぼ一般会計からの繰り入れで、賄われているというような状況でございます。

したがって、一般会計のほうで実施するというのが適当ではないかという、ほかの交通対策事業とあわせて実施したほうが適当ではないかと。そうすることによりまして、効果といたしましては、バスが例えば故障したときに、特別会計なものですから、ことしの6月には、補正予算を組んで、一般会計からの繰り出しを行って、そのあとでもって補修ができたところでございます。住民の皆さんにとりまして迅速な、そのような修繕等も対応できるということもございまして、先ほど申しましたほかの交通対策とも、一緒に一般会計のほうで、行っていくということで、今回こういう提案をさせていただいたところでございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 先ほど若江課長のほうからは、ほかの交通政策とあわせてということの、いわば、竹花議員の質問に対する答弁があったわけでありまして、まさしくそこだと思っております。

今、例えば私ども一昨日、新里地域協議会の皆さんがたと意見交換をさせていただいたわけなんです、同じようなやっぱり不安を訴えられました。

つまり、新里地域においては、以前はタクシー会社があったけれども、っていうところから始まりまして、収入がいわば、せいぜい年間100万円だと。このまま無くなったら困るという話が出たんですよ。どうするかは、またさておいて、いずれ今回は川井地域の特別会計を廃止をして、他の政策と一緒にしていくというふうな説明なんです、その他の政策っていう部分に関して言いますと、宮古市は、どうしているのかっていうことになりまして、県北バスさんに、バス路線に関してはですね。今年度、確か5,000万だったと思うんですが、相当なやっぱり補助金を、今後も地域の住民の皆さんの足を確保するためには、特別会計ではなくて一般会計からやっぱり出していきますと、いうふうなことがあるので、それとの整合性だというふうには私は理解するんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 松下企画部長。

○企画部長（松下寛君） まさに、今田中委員御指摘のとおり、やはり公共交通体系につきましては、やはり相互に関連する部分もございまして、そこはやっぱりしっかり見きわめながらやっていくということで、やっぱり相互関連する部分については、やっぱりそれぞれの一般会計、特別会計という区別でなくて、やっぱり一つの会計の中で、有機的に組み合わせでやっていくということが必要だと思いますので、今回こういう提案の一つがそういうところでもございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 川井地域には以前から村民バスがあって、合併時にそれを引き継いだ形で特別会計ということでした。田老にはそういうありませんでした。それから新里にもそういうものはありませんでした。ということの違いの中で合併13年ですかね。やっこの分野に関しては、新市の一体化が完成したことになる。そういうふうにも言えるのかな、というふうには、ちょっと疑問があるんですが、そういうふうな当局は理解でしょうかというふうにお考えでしょうか。今回、廃止の理由。

○委員長（松本尚美君） 松下企画部長。

○企画部長（松下寛君） 特別会計を廃止するだけで、その地域の公共交通体系は廃止するわけでございまして、それぞれ宮古市内の市域が広い。そうすれば地域でもやっぱりいろんな事情があります。その事情に合わせた交通体系の整備というのが、これから必要になってくると思いますので、引き続きそれは取り組ん

でまいりたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 今回の提案されております議案に対しましては、今の松下企画部長がお答えなされたようにですね。宮古市全体、つまり全体ということは川井地域、田老全部含めてなんですけど、この地域、地域の抱えてる、やっぱり移動権の保障につながるですね。交通、公共交通をこういうふうに行きますよっていう、やっぱりこの計画をちゃんと示した段階で、本来は、こういう廃止っていうのはですね、私は望ましい姿ではないのかな。思っておりますので、そういうふうを考えますと、そもそも前提条件が整ってないっていうのは私の理解です。したがってこれは、私は継続にすべきではないかと。というのが私の意見以上です。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 質問いたします。従来は特別会計でバス利用した方々からは、その部分のバス利用料金の収入が入って計上されてきたわけですよ。一般会計に移行した場合に、このバス料金の収入の既存の科目はどこになりますか。

○委員長（松本尚美君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 一般会計の使用料に入っております。

○委員長（松本尚美君） 使用料と。使用料ね。使用料。

若江財政課長。

○財政課長（若江清隆君） 今の使用料の部分はその通りなんですけれども、先ほどちょっと説明で不足していた点で、参考までに県内の状況でございます。県内でバス事業をやってる所がですね。現在は11市町村ございます。昨年までは、もう1市あったんですけども、昨年9月で終わったところもありますんで、現在11市町村。

そのうち特別会計で運営運行してるのはですね。宮古市を含め3市でございます。残りの8市町村は全て一般会計のほうで運行しているという状況でございます。特別会計で運行しているほかの2市のほうはですね、1億8,000万あるいは1億1,000万というような事業費規模で、路線数も74路線とかですね。あとは11路線とかそういう規模は、ちょっともう1桁大きい同じ事業規模で行っている市でございます。はい、以上です。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 他の2市についてを、差し支えなければ。

○委員長（松本尚美君） 若江財政課長。

○財政課長（若江清隆君） 宮古市のほかに特別会計で行ってるのが、一関市さんでございます。一関市さんは事業費がですね、30年度の予算規模で申しますと1億8,000万ほどございます。こちら74路線というところで、あと奥州市さん。奥州市さんも1億1,000万というような予算規模でやっております、こちら11路線というような規模で行っております。

○委員長（松本尚美君） よろしいですか。

○委員（田中尚君） はい。

○委員長（松本尚美君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

議案第13号に対する討論を行います。討論はございますか。

田中委員。

○委員（田中尚君） 私はこの案件の取り扱いについて、先ほど質疑の中で意見を述べさせていただきました。

討論の部分で述べる部分だったんですが、改めて先ほどの、この間のその後の質疑を踏まえてですね。継続審査にすべきだというお話をしたんですが、それは取り消します。

○委員長（松本尚美君） 取り下げ。

討論がないようですので、直ちにお諮りします。

議案第13号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

議案第13号宮古市特別会計条例の一部を改正する条例は、原案を可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

12月21日の本会議における議案第9号から議案第13号議案、第18号及び議案第20号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託、事件審査を終わります。

説明員の入れかえを行います。

午前11時16分 休憩

○

宮古市議会総務常任委員会委員長 松本尚美